

第5次地域管理経営計画書(案)

第1次変更計画

(変更部分のみ)

(磐城森林計画区)

計画期間 自 平成30年4月1日
至 令和5年3月31日

関東森林管理局

磐城森林計画区の第5次地域管理経営計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第6条第9項の規定に基づき変更するものである。

民有林・国有林が連携して効率的な路網整備や間伐の実施等に取り組む森林共同施業団地の新規設定に伴い、森林共同施業団地の設定状況を変更する。

なお、本変更計画は、令和3年4月1日から適用する。

【変更項目】

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(3) 主要事業の実施に関する事項

① 民有林と連携した施業の推進

地域における施業の集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率化や低コスト化等が図られる区域について、森林共同施業団地を積極的に設定し、民有林と国有林野を接続する効率的な路網の整備と相互利用、一体的な森林整備、民有林と連携したシステム販売などに取り組むこととする。

また、地元地方公共団体など関係機関と連携して、松くい虫被害等の被害対策や、獣害等の未然防止に取り組むこととする。

なお、当計画区における森林共同施業団地の設定状況は次のとおり。

箇所数	面積 (ha)	
	国有林	民有林
<u>1</u>	<u>116</u>	<u>144</u>